

社団法人日本ハング・パラグライディング連盟 公益目的事業基金規程

制定:2011年1月20日 理事会

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下JHFという）の資産のうち、一定額の現金預金につきその用途と運用について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、目的の資金を1800万円と定め公益目的事業基金と称する。

(用途)

第3条 公益目的事業基金は、その元本を保持し、運用益をもってその年度の公益目的事業費用に充当するものとする。

(運用)

第4条 公益目的事業基金は安全な金融商品で運用し、運用益を得るものとする。元本を取り崩して事業費用に充ててはならない。ただし、JHFの公益目的事業の遂行が資金的に困難になり必要やむを得ない場合には、理事会の決議をもって取り崩すことができるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会決議をもって行う。